

令和7年7月24日
海事局安全政策課
海事局検査測度課

「ダイビング船安全対策ガイドライン」を策定しました ～ダイビング船の安全運航のために～

ダイビング船の安全運航のため、船長をはじめ、ダイビング事業者、ダイバーなど幅広い関係者が取り入れることが望ましい安全対策をとりまとめたガイドラインを策定しました。

国土交通省では、多数のダイバーを乗せたダイビング船による海難事故が相次いで発生したことを踏まえ、昨年度、ダイビング船の運航に係る実態調査を実施すると共に、今年4月より有識者や業界関係者等からなる「ダイビング船の安全対策検討委員会」を開催し、ダイビング船の安全対策についてハード・ソフトの両面から検討を進め、今般、「ダイビング船安全対策ガイドライン」を策定しました。

今後は、本ガイドラインをより多くの関係者の皆さまに活用していただき、ダイビング船の運航の安全対策について一層の充実が図られるよう、周知・啓発を進めます。

ダイビング船安全対策ガイドライン目次（詳細は別紙のとおり）

はじめに

1. 安全管理体制の充実
2. 船長等が運航時に守るべき事項
3. ダイビング客、ダイビング事業者が守るべき事項
4. 地域連携と安全活動の醸成
5. 器材重量を考慮した旅客数の制限、重量物の船内配置
6. 船舶をダイビングの目的で使用する場合の船舶検査

＜参考資料＞

- ・ダイビング船事故事例集
- ・場面別Q & A集
- ・ガイドライン対応状況確認表
- ・発航前検査チェックリスト

おわりに



※ガイドラインは、以下の国土交通省HPに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000027.html



＜問い合わせ先＞

海事局安全政策課安全監理室 山本、梅崎

代表：03-5253-8111（内線 43-531、43-536）、直通：03-5253-8935

海事局検査測度課検査監督室 高橋、矢澤

代表：03-5253-8111（内線 44-151、44-152）、直通：03-5253-8639

ダイビング船の安全対策ガイドラインの概要

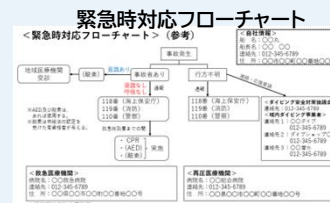
- 近年、ダイビング船による海難事故が相次いで発生していることを踏まえ、令和7年4月より「ダイビング船の安全対策検討委員会」を開催し、「**ダイビング船の安全対策ガイドライン**」を策定。本ガイドラインは、ダイビング船の船長をはじめ、ダイビング事業者やダイバー等関係者が取組むべき安全対策を、全国共通のベースラインとして、ハード・ソフトの両面から総合的にとりまとめたもの。



ガイドラインの主な内容

1. 安全管理体制の充実

- ✓ 運航可否判断基準等の設定
- ✓ 緊急時対応計画
- ✓ 乗船者名簿の管理
- ✓ 損害賠償責任保険への加入



3. ダイバー、ダイビング事業者が守るべき事項

- ✓ ボートダイビングに係る講習の受講
- ✓ 運航事業者によるガイドライン対応状況（別添）の公表と利用者による適合船舶の選択
- ✓ 利用者の意識の向上

5. 器材重量を考慮した旅客数の制限、重量物の船内配置

- ✓ 本船が積載できる器材の数、重量及び積載場所に関する船内での掲示
- ✓ 本船が積載できる器材の数、重量を超過して追加搭載する潜水器材がある場合の注意事項の徹底
- ✓ 重量物（潜水器材）の適切な積載方法

2. 船長等が運航時に守るべき事項

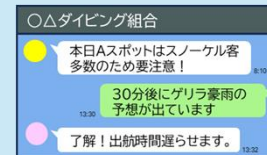
- ✓ 船舶の安全点検
- ✓ アンカリングの安全対策
- ✓ 適切な見張りの実施
- ✓ ダイバー潜水中の国際信号旗「A」の掲揚等
- ✓ プロペラへの巻き込み事故防止



4. 地域連携と安全活動の醸成

- ✓ 事業者間の連携
 - ・情報共有体制の構築
 - ・勉強会等の実施
 - ・地域ルール の策定
- ✓ 講習・訓練の実施及び参加

SNSを活用した
情報共有のイメージ



<参考資料>

- ・ダイビング船事故事例集
- ・場面別Q & A集
- ・ガイドライン対応状況確認表
- ・発航前検査チェックリスト

6. 船舶をダイビング目的で使用する場合は船舶検査

- ✓ 運航実態を把握した確実な船舶検査の実施
- ✓ 仕切り板を外した状態を前提とした最大とう載人員に係る条件の指定
- ✓ 臨時検査の受検義務

ダイビング船安全対策ガイドライン対応状況確認表

ダイビング船安全対策ガイドライン 対応状況確認表											
記入日時											
運航事業者名		運航隻数						隻			
船名		1.	2.	3.	4.	5.					
記入責任者		職名		氏名							
点検方法		・各項目について、対応状況を分かりやすく記入してください。 ・一部項目については、具体的な取組状況（基準の内容等）について記入してください。									
項目											対応状況
安全管理体制の充実											
①	運航を中止する風速、波高、視程の条件について、具体的な数値基準を定めています。										
	運航中止基準の内容	〇〇港	風速	m/s以上	波高	m以上	視程	m以下			
		〇〇海上域	風速	m/s以上	波高	m以上	視程	m以下			
		〇〇沖付近	風速	m/s以上	波高	m以上	視程	m以下			
②	運航可否判断について、適切に行われていることをダブルチェックする体制を構築しています。										
③	気象・海象情報等について、情報収集先を具体的に定めています。										
④	海上保安庁「海の安全情報」などを活用し、運航に影響する水路情報を随時入手しています。										
⑤	緊急時の対応について、緊急連絡網や緊急時対応フローチャートを作成し、関係者に周知しています。										
⑥	緊急連絡網等について、万一の際すぐに確認できるよう、事務所及び船内の目立つところに掲示しています。										
⑨	船舶間や陸上との連絡が可能な通信手段を確保しています。										
	通信手段の内容	業務用無線	台	衛星電話	台	携帯電話	台	キャリア			
⑦	海中で異常が発生した際や緊急浮上の必要が生じた際などに船と海中で行う緊急連絡の具体的な方法について、ダイビング事業者と申し合わせを行っています。										
⑧	運航中に地震、津波、波浪注意報等が発令した場合の対応を定めています。										
⑨	乗船させようとする者全員の情報をまとめた乗船者名簿を作成し、事務所に備え置いています。										
⑩	ダイビング事業者から、事前にダイビング計画を入手しています。										
⑪	運航時に発生した事故に伴う賠償を行うための保険に加入しています。										
	加入している保険の主な補償内容										
船長等が船舶運航時に守るべき事項											
①	出航前に必ず、発航前点検を行っています。										
②	アンカリングを行う際は必ず、クラッチレバーを中立にしています。										

項目		対応状況
③	ダイバーが潜水を行っている間を含め、常時適切な見張りを確保しています。	
④	ダイバーが潜水を行っている間、国際信号旗A旗を掲揚するなど、周囲の船への安全表示を行っています。	
⑤	ダイバーがエントリー/エグジットを行う際は、必ずエンジンを停止して（ドリフトダイビングや昇降リフトの使用等によりエンジンの停止が困難な場合は、必ずクラッチレバーを中立にするとともに、追加の安全対策を講じて）います。	
⑥	エンジンを始動する際は、船体の死角になっている部分も含め、周囲にダイバーがいないことを確実に確認しています。	
⑦	出航前又は運航開始直後のタイミングで、乗客に対する安全指示を行っています。	
地域連携と安全活動		
①	同じエリアで営業する事業者と安全に関する情報等を共有できる仕組みを構築しています。	
②	地域安全対策協議会等又は地域の事業者団体等の枠組みに参加しています。	
	参加している協議会等の名称	
③	船長や乗船スタッフに、ダイビング船の安全対策ガイドラインの内容や営業地域の地理的特徴、気象・海象等の特性を理解・習熟させるための講習を実施しています。	
④	船長又は乗船スタッフの中に、心肺蘇生法又はAED使用法に関する知識を身につけている人がいます。	
⑤	減圧症等に備え、船内に酸素吸入器等を備えています。	
⑥	乗船する可能性のあるスタッフを対象に、定期的に緊急時の対応フローの確認を行うとともに、海上やプールで事故者引き揚げの模擬訓練を行っています。	
器材重量を考慮した旅客数の制限、重量物の船内配置		
①	本船が積載できる最大の潜水器材の数、重量及び積載場所を把握し、そのとおり積載しています。	
②	上記の情報を、旅客搭載場所など船内の見やすい場所に掲示（掲示場所がない場合、乗船前に旅客等に説明）しています。	
③	①で考慮していない潜水器材を追加搭載する場合は、手荷物注意書に基づき、乗船可能な定員を計算し、当該定員を超えない範囲で航行しています。	
④	手荷物注意書の情報を、旅客搭載場所など船内の見やすい場所に掲示（掲示場所がない場合、乗船前に旅客等に説明）しています。	
⑤	空気タンク等の重量物を適切に固縛し、また、できるだけ船内中心線や中央付近に搭載し、2段を超えて積み上げないなど、安全確保上の注意点を守っています。	
船舶をダイビング船として使用する場合の船舶検査		
①	船舶検査の際、ダイビング船として使用することを検査機関に申告しています。	
②	最大とう載人員を含む船舶検査証書に記載された航行上の条件を遵守し航行しています。	
③	臨時検査が必要な修理・改造を行った場合には、船舶安全法に基づく検査を受検しています。	